

学校活性化地域協議会設置要綱

(設置)

第1条 高校再編方針に基づき、別表に掲げる地域において、学校活性化地域協議会（以下「地域協議会」という。）を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する地域協議会の名称は、別表のとおりとする。

(任務)

第3条 地域協議会は、高校再編方針を踏まえ、魅力ある学校づくりや活性化に向けた地域連携について検討を行い、その結果を県教育委員会に報告する。

(組織)

第4条 地域協議会は、委員10名以内で構成する。

2 委員は、別表に掲げる地域の高校長及び町教育委員会の代表者のほか、再編の対象となる高校の長又は関係町教育委員会の推薦を受けた者のうちから、県教育委員会が委嘱する。

3 委員候補者の推薦に当たっては、学校関係者、保護者、地域代表又は学識経験者のうちから選任するものとする。

(会長及び副会長)

第5条 地域協議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は委員の互選によって定め、副会長は会長が指名する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 地域協議会の会議は、会長が招集し、運営する。

2 地域協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めその意見を聴くことができる。

(実務者会議)

第7条 地域協議会に、専門の事項について調査・研究を行うため、実務者会議を置く。

(庶務)

第8条 地域協議会の庶務は、別表に掲げる各地域毎の事務担当高校及び教育改革課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成18年6月1日から施行する。

2 この要綱は、協議会の任務終了後は、その効力を失う。

別 表

地 域	名 称	事務担当高校
勝 浦 郡	学校活性化勝浦郡地域協議会	勝 浦 高 校
那 賀 町	学校活性化那賀町地域協議会	那 賀 高 校

委 員 名 簿

氏 名	役 職 等	備 考
石 田 亨	勝浦中学校長	学 校 関 係 者
稲 井 稔	勝浦町教育委員会教育長	町教育委員会
河 野 稔彦	勝浦中学校PTA会長	保 護 者
桑 村 京子	勝浦高等学校同窓会	学 校 関 係 者
高 橋 信幸	上勝町教育委員会教育長	町教育委員会
鳥 井 典子	生比奈小学校長	学 校 関 係 者
松 下 義和	地域人形浄瑠璃指導者	地 域 代 表
峯 下 恭次	上勝小学校PTA会長	保 護 者
横 石 知二	株式会社いんどり取締役	学 識 経 験 者
新 見 延安	勝浦高等学校長	高 校 長

(注) 第1回地域協議会において、会長に稲井稔氏が、副会長には高橋信幸氏が選任されました。